

平成 26 年 6 月 19 日

公立大学法人 都留文科大学  
理事長 大谷 哲夫 様

監事

信田 恵三



監事

青山 伸一



## 監 査 報 告 書

地方独立行政法人法第 13 条第 4 項及び第 34 条第 2 項並びに公立大学法人都留文科大学監事監査規程第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 26 年 6 月 19 日に公立大学法人都留文科大学の平成 25 年度における業務の執行について監査を実施したので、その結果を下記のとおり報告いたします。

### 記

#### 1. 監査方法の概要

都留文科大学において役員及び関係職員から業務の執行状況について報告を受け、提出された監査調書等により監査を実施しました。帳票その他証拠書類の原本及び現物の照合確認並びに担当者からの概況聴取・質疑応答などの方法により実施いたしました。

会計監査については、財務諸表(貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、キャッシュフロー計算書及び行政サービスコスト計算書)、決算報告書、平成 25 年度中における各月の合計残高試算表、総勘定元帳、残高証明書などを確認するとともに、事業年度内の特徴ある取引については、関係書類・帳票等の提示を求め、関係部署の担当者から説明を聞くなどの手続きを実施して会計監査を行いました。

業務監査については、平成 25 年度事業報告書の内容について検討し、中期計画に掲げられている 190 項目に対応した年度計画 287 項目の達成状況等を中心に、監査を実施しました。

#### 2. 監査結果の概要

- (1) 業務の執行は、適正に行われていると認める。
- (2) 財務諸表は、法人の財政状態及び運営状況等を適正に表示しているものと認める。
- (3) 事業報告書は、法人の業務運営状況を正しく示しているものと認める。

- (4) 決算報告書は、予算の区分に従って、決算の状況を正しく示しているものと認める。
- (5) 理事長、副理事長、理事の業務執行に関しては、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する事実は認められない。なお、理事長、副理事長と法人との間には利益相反取引は認められない。

### 3. 是正又は改善を要する事項

#### (1) 業務監査

- ① 年度計画に対する「達成度」等の評価方法に関し、数値目標が定まっていないものについての自己評価を、もう少し工夫されることが望まれる。
- ② 入学受験の受験者数の減少について、世の中の趨勢という点からすれば、やむを得ないという面も否めないが、やはり何らかの工夫が望まれる。
- ③ 今期、積立金を活用して、奨学金制度を創設したということは、一つ、本学の売りになると思われるが、さらに、積立金自体を他の広報活動の充実等に活用されることの検討も望まれる。
- ④ その他、評価の達成度の低い項目に関しては、今後もまた改善に向けての努力が望まれる。

#### (2) 会計監査

- ① 今期の決算報告書において、毎月 50 万円ずつ訴訟関係で支払っている案件については、仮払いになっていますが、「その他流動資産」の科目に記載する旨、訂正すること。
- ② 年度末に必要な残高証明書については、月次においても銀行から取っていますが、手数料も掛かるので通帳のチェック等により、臨機応変に対応すること。
- ③ 備品の管理において、10 万から 50 万の間は、資産にあげなくても備品管理台帳をつけてシールを張っていると思いますが、最近、PC であっても 10 万を切るものが出てきている。備品における 10 万前後の微妙なものの管理方法について、今後検討すること。
- ④ 中期計画の最終年度であるため来期 26 年度を迎えるに当たり、会計的にも特殊な処理が出てくる場合がありますので、会計担当者はこれまで以上に慎重に取り組むこと。

以 上